

第1章 総則

第1条 本大学院は本学の目的及び使命達成のため学部における教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与し得る人材を養成することを目的とする。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検、評価等に関する事項は、別に定める。

第1条の3 本大学院は、研究科、専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、広く社会に公表する。

2 前項の目的は、別に定める。

第1条の4 本大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

第1条の5 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

第2章 研究科の組織及び修業年限

第2条 本大学院に次の研究科を置く。

文学研究科	宗教学仏教学専攻	(博士課程前期・後期)
	歴史学専攻	(博士課程前期・後期)
	英語圏文化専攻	(博士課程前期・後期)
	日本文化専攻	(博士課程前期・後期)
心身科学研究科	心理学専攻	(博士課程前期・後期)
	健康科学専攻	(博士課程前期・後期)
商学研究科	商学専攻	(博士課程前期・後期)
経営学研究科	経営学専攻	(博士課程前期・後期)
経済学研究科	経済学専攻	(修士課程)
法学研究科	法律学専攻	(博士前期課程・後期)
総合政策研究科	総合政策専攻	(博士課程前期・後期)
歯学研究科		(博士課程)
薬学研究科	医療薬学専攻	(博士課程)

2 第1項の各研究科の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第3条 本大学院博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年課程及び後期3年課程に区分し、前期2年の課程は修士課程として取り扱う。歯学研究科・薬学研究

科博士課程の標準修業年限は4年とする。

- 2 本大学院における在学年限は、博士前期課程（修士課程）においては4年、博士後期課程においては6年、歯学研究科・薬学研究科博士課程においては8年をこえて、在学することはできない。ただし、休学期間はこれを算入しない。
- 3 第1項にかかわらず、学生が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下、「長期履修」という。）を申し出た場合には、その計画的な履修を認めることができる。なお、長期履修に関し必要な事項は別に定める。

第3章 専攻学科目及び履修方法

第4条 各研究科における授業科目及び履修方法は別表（1－Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、2－Ⅰ、Ⅱ、3・4・5・6・7・8・9）のとおりである。

第5条 教員免許状授与の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める学科目を履修しなければならない。

- 2 授与される免許状は別表10に定める。

第4章 課程修了の認定

第6条 本大学院文学、心身科学、商学、経営学、経済学、法学、総合政策研究科の講義、演習、実習などの各授業科目の単位は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを原則とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験・実習については、45時間の実験・実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては30時間の実験・実習をもって1単位とすることができる。
- (4) 研究指導については、30時間をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間をもって1単位とすることができる。

- 2 歯学研究科については、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の演習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては15時間の演習をもって1単位とすることができる。
- (3) 実習については、45時間の実習をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては30時間の実習をもって1単位とすることができる。

- 3 薬学研究科については、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 研究指導・演習については30時間をもって1単位とする。

- 4 本大学院において、正規の授業を受け、所定の科目を履修した者に対しては毎学年

度末に学科試験を行うものとする。ただし、各研究科委員会において平常成績をもって試験にかえることを認められた科目については、この限りでない。

第7条 試験の方法は、各研究科委員会が定める。

第8条 授業科目の成績評価は、A・A・A・B・C・Dで表し、A・A・A・B・Cを合格として単位を与え、Dを不合格とする。

2 前項の成績評価に関する事項は、別にこれを定める。

第8条の2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程（修士課程）及び博士課程においては15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

2 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、博士前期課程（修士課程）及び博士課程においては15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

3 本条第1項及び第2項の定めにより修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、現に在籍している大学院で修得した単位以外のものについては、合わせて20単位を超えないものとする。

第8条の3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は他の専攻の授業科目を、10単位を超えない範囲で履修をすることができる。

第9条 修士の学位論文は、広い視野に立った精深な学識を示し、かつ、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業に必要な能力を示すと判定されるものをもって合格とする。

2 博士の学位論文は、専攻分野において新知見を提示し、かつ、研究者としての自立した研究活動、又はその他の著しく高度な専門的業務に従事しうる能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと判定されるものをもって合格とする。

第10条 学位論文は審査と試問の2段階に分けて総合的に判定する。

第11条 博士課程前期課程（修士課程）

学位論文の審査は、本大学院の演習担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は、2名以上の関連科目の担当教員を加えて行う。

2 博士後期課程（博士課程）

学位論文の審査は、本大学院の研究指導担当資格を有する研究科教員を主査とし、副査は、2名以上の関連科目の担当教員を加えて行う。

3 試問は第1項第2項の審査員がそれぞれ共同して行う。審査員は当該研究科委員会が定める。

第5章 学位及びその授与

第12条 学位は修士及び博士とする。

2 本大学院において授与する学位は、次のとおりとする。

文学研究科	修士（文学）	博士（文学）
心身科学研究科	修士（心理学）	博士（心理学）
	修士（健康科学）	博士（健康科学）
商学研究科	修士（商学）	博士（商学）
経営学研究科	修士（経営学）	博士（経営学）
経済学研究科	修士（経済学）	
法学研究科	修士（法学）	博士（法学）
総合政策研究科	修士（総合政策）	博士（総合政策）
歯学研究科	博士（歯学）	
薬学研究科	博士（薬学）	

第13条 修士の学位は、本大学院博士前期課程（修士課程）に2年以上在学して、第4条に定める文学研究科36単位以上、心身科学研究科心理学専攻36単位以上・健康科学専攻34単位以上、商学・経営学・経済学・法学研究科32単位以上、総合政策研究科34単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する研究指導を受けた上、学位論文の審査に合格した者に与える。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって学位論文の審査に代えることができる。

3 博士（文学・心理学・健康科学・商学・経営学・法学・総合政策）の学位は、本大学院に5年〔修士課程（博士前期課程）を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。〕以上在学して、第4条に定める文学研究科は博士前期課程で36単位以上、博士後期課程で16単位以上、心身科学研究科心理学専攻は博士前期課程で36単位以上、博士後期課程で16単位以上、心身科学研究科健康科学専攻は博士前期課程で34単位以上、博士後期課程で22単位、商学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、経営学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、法学研究科は博士前期課程で32単位以上、博士後期課程で16単位以上、総合政策研究科は博士前期課程で34単位以上、博士後期課程で16単位以上を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた上、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に与える。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績をあげた者については、大学院に3年〔修士課程（博士前期課程）を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。〕以上在学すれば足りるものとする。

4 博士（歯学・薬学）の学位は、本大学院歯学研究科・薬学研究科に4年以上在学して、第4条に定める30単位以上を修得し、専攻分野における学位論文を提出して、その審査に合格し、かつ、最終試験に合格した者に与える。ただし、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

第6章 入学、転学、退学、休学、復学、再入学、除籍及び懲戒

第14条 入学期は学年の始めとする。

第15条 本大学院の博士前期課程（修士課程）に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該過程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該過程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 大学に3年以上在学し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの

の当該過程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号に規定する教育施設又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があるものと認められた者

(7) 文部科学大臣が指定した者

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 本大学院の博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該過程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する過程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該過程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学院に入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

第16条 本大学院の入学志願者は、入学検定料を納付の上、所定の書類を期日までに提出しなければならない。

2 既納の入学検定料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

3 入学検定料については、別にこれを定める。

第17条 入学試験は、別に定めるところにより選考する。

2 第15条第1項から第3項までの入学志願者につき、選考のうえ合格者を定める。

第18条 合格者は、所定の期日までに別に定める入学金、授業料等を納め、保証人連署の在学誓書、その他所定の書類を提出しなければならない。

第19条 保証人に関する事項は、別にこれを定める。

第20条 (削除)

第21条 (削除)

第22条 学生が疾病又はその他の事由により退学しようとするときは、理由を付し保証人連署を以って学長へ願い出て、その許可を受けなければならない。

2 退学に関する事項は、別にこれを定める。

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者は除籍とする。

- (1) 学納金の納入を怠り、督促を受けてもなおこれを納入しない者
- (2) 学納金納入期間を過ぎて、退学を願い出た際、学納金の納入がなされていない者
- (3) 第27条に定める休学期間を超えてなお復学しない者
- (4) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (5) 死亡又は長期にわたって行方不明の者

第23条 他の大学院の学生が所属の研究科長の承諾書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り選考の上、学長はこれを許可することができる。

第24条 本大学院の学生で他の大学院に転学を志願する者は、事情によって許可することがある。

第25条 学生が疾病又はその他やむを得ない事由によって、3ヶ月以上修学することができない場合は、保証人連署を以って所定の期間内に願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学は同一年次において1年以内に限る。なお特別の事情がある者には、更に1年以内の休学を許可する。

3 休学の事由が解決したときは、遅滞なく復学を申し出て、その許可を得なければならない。

4 休学の願い出は、学期毎に行うこととする。

5 休学の手続きに関する事項は、別にこれを定める。

第26条 (削除)

第27条 通算して休学できる期間は、博士前期課程（修士課程）については2年、博士後期課程については3年、博士課程については4年とする。

第28条 退学又は除籍された者が、その日から4年以内に再入学を願い出たときは選考のうえ、退学等となった際の年次以下の学年に入学を許可することができる。

2 再入学の取扱いに関する事項は、別にこれを定める。

第29条 学生が本学の定める諸規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、大学院委員会の議を経て、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
 - 4 懲戒に関する事項は、別にこれを定める。
- 第30条 校舎及び器具等を破損したときは、相当の賠償をしなければならない。

第7章 学納金

第31条 (削除)

第32条 入学を許可された者は、学納金を指定された期日までに納めなければならない。

第33条 学納金に関する事項は、別にこれを定める。

- 2 すでに納めた授業料その他の学納金は、別に定める場合を除き返還しない。

第33条の2 博士後期課程又は博士課程において標準修業年限を超えて在学する者の学納金は減免することがある。その減免に関する事項は別に定める。

第34条 休学の許可を受けた者については、休学期間中の学納金を徴収しない。ただし、別に定める在籍料を納入しなければならない。

第34条の2 各学期の学納金の納入期限を過ぎてから休学又は退学する者は、その期の学納金を納入しなければならない。

第34条の3 本大学に奨学金制度及び学納金減免制度を設ける。

- 2 奨学金及び学納金減免に関する事項は、別にこれを定める。

第8章 教育組織及び運営組織

第35条 本大学院における授業及び研究指導は、大学院教員資格を有する本学の教授及び准教授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、本学以外の教授、准教授又は講師をもって充てることがある。なお、保健衛生学分野及び薬学分野の専攻については別に定める。

第36条 各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、各研究科の講義を担当する本学の専任の教授をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、各研究科の研究及び教授に関する事項、学位に関する事項その他研究科に関する重要な事項を審議する。
- 4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第37条 本大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、各研究科委員会において選出された若干の教授をもって組織する。
- 3 大学院委員会は、大学院の運営その他研究科に共通する重要な事項を審議する。

4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第38条 大学院の学務は、学長が統轄し、研究科の学務は、各研究科長が管掌する。

第9章 収容定員及び施設

第39条 大学院に毎年入学させる学生の入学定員並びに収容定員は、次のとおりである。

博士前期課程（修士課程）		入学定員	収容定員
文学研究科	宗教学仏教学専攻	10名	20名
	歴史学専攻	10名	20名
	英語圏文化専攻	10名	20名
	日本文化専攻	10名	20名
心身科学研究科	心理学専攻	20名	40名
	健康科学専攻	10名	20名
商学研究科	商学専攻	10名	20名
経営学研究科	経営学専攻	10名	20名
経済学研究科	経済学専攻	7名	14名
法学研究科	法律学専攻	15名	30名
総合政策研究科	総合政策専攻	6名	12名
博士後期課程			
文学研究科	宗教学仏教学専攻	4名	12名
	歴史学専攻	5名	15名
	英語圏文化専攻	5名	15名
	日本文化専攻	5名	15名
心身科学研究科	心理学専攻	4名	12名
	健康科学専攻	4名	12名
商学研究科	商学専攻	5名	15名
経営学研究科	経営学専攻	5名	15名
法学研究科	法律学専攻	2名	6名
総合政策研究科	総合政策専攻	4名	12名
博士課程			
歯学研究科		18名	72名
薬学研究科	医療薬学専攻	3名	12名

第40条 学生の研究のため大学院に図書室及び各研究科の専攻部門に応じて読書研究室を設ける。また、心身科学研究科心理学専攻における臨床心理士養成のために心理臨床センターを置く。

第10章 聴講生、科目等履修生、特別聴講生、研究生、研究員及び客員研究員

第41条 本大学院の教育・研究に支障のない限り、聴講生、科目等履修生、特別聴講生及び研究生の入学、並びに研究員及び客員研究員の受入れを、選考の上、許可するものとする。

2 選考料、受講料の金額については、別にこれを定める。

第42条 聴講生とは、本大学院において1科目又は複数科目の修学を許可された者をいう。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

第42条の2 科目等履修生とは、本大学院において1科目又は複数科目の修学を許可された者をいう。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第42条の3 特別聴講生とは、他の大学院の学生で、本大学院において授業科目の履修を希望し修学を許可された者をいう。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

第43条 研究生とは、本大学院において特定の課題について研究することを許可された学生をいう。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

第44条 研究員とは、本大学院において特定の課題について、特に高度な研究に従事することを許可された者をいう。

2 研究員に関する事項は、別に定める。

第45条 客員研究員とは、教育・研究機関、官公庁、民間団体等から委託され、本大学院において特定の課題について研究することを許可された者をいう。

2 客員研究員に関する事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生

第46条 本大学院に入学志願する外国人については、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第12章 学年、学期及び休業日

第47条 本大学院の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、春学期と秋学期にわけ次の通りとする。ただし、教育上必要な場合は、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができる。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

第48条 本大学院の定期休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 創立記念日 10月15日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

2 前項第4号から第6号の休業の期間に関しては、別にこれを定める。

3 必要がある場合は、学長は大学院委員会の議を経て第1項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第13章 改正手続

第49条 この学則の改正は、大学院委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

第14章 雑則

第50条 この学則に規定のない事項については、愛知学院大学学則を準用する。

附 則

本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成2年4月1日から施行する。

2 本大学院法学研究科私法学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成元年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

(平成11年度入学者より適用する。)

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 本大学院文学研究科心理学専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成17年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 改定後の第13条第4項のただし書の規定は、平成30年3月31日以前の入学者についても、適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1-I

(1) 文学研究科宗教学仏教学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 仏教学仏教史学研究	講 義 演 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から24単位(講義20・特講4)以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8 (5) 臨床宗教師養成科目は修了要件単位数に含めない。
○ 禅学禅思想史研究	講 義 演 習	4 8	
○ 宗教学宗教史学研究	講 義 演 習	4 8	
仏教学仏教史学研究	講 義	4	
禅学禅思想史研究	講 義	4	
宗教学宗教史学研究	講 義	4	
宗教学仏教学特講	講 義	4	
宗教学仏教学特講	講 義	2	
臨床宗教師養成科目 (自由選択科目)	臨床宗教学研究Ⅰ	講 義	2
	臨床宗教学研究Ⅱ	講 義	2
	臨床宗教学研究Ⅲ	講 義	2
	臨床宗教学実習Ⅰ	実 習	2
	臨床宗教学実習Ⅱ	実 習	2

(2)文学研究科宗教学仏教学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 仏教学仏教史学研究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1)特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2)研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3)合計16 単位以上修得すること。 (4)博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 禅学禅思想史研究	研 究 指 導	12	
○ 宗教学宗教史学研究	研 究 指 導	12	
宗教学仏教学研究特講	講 義	4	

別表1-Ⅱ

(1) 文学研究科歴史学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 日本史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	講 義 演 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から24単位(講義20・特講4)以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 日本史研究 (Ⅱ) (社会経済史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 日本史研究 (Ⅲ) (政治史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 東洋史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 東洋史研究 (Ⅱ) (社会経済史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 西洋史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 西洋史研究 (Ⅱ) (政治経済史研究)	講 義 演 習	4 8	
○ イスラム圏史研究	講 義 演 習	4 8	
○ 考古学研究 (Ⅰ) (先史考古学研究)	講 義 演 習	4 8	
○ 考古学研究 (Ⅱ) (歴史考古学研究)	講 義 演 習	4 8	
日本史特殊研究	講 義	4	
東洋史特殊研究	講 義	4	
西洋史特殊研究	講 義	4	
イスラム圏史特殊研究	講 義	4	
考古学特殊研究	講 義	4	
歴史学特講	講 義	4	

(2) 文学研究科歴史学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 日本史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16 単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 日本史研究 (Ⅱ) (社会経済史研究)	研 究 指 導	12	
○ 日本史研究 (Ⅲ) (政治史研究)	研 究 指 導	12	
○ 東洋史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	研 究 指 導	12	
○ 東洋史研究 (Ⅱ) (社会経済史研究)	研 究 指 導	12	
○ 西洋史研究 (Ⅰ) (文化史研究)	研 究 指 導	12	
○ 西洋史研究 (Ⅱ) (政治経済史研究)	研 究 指 導	12	
○ イスラム圏史研究	研 究 指 導	12	
○ 考古学研究 (Ⅰ) (先史考古学研究)	研 究 指 導	12	
○ 考古学研究 (Ⅱ) (歴史考古学研究)	研 究 指 導	12	
歴史学研究特講	講 義	4	

別表1-Ⅲ

(1) 文学研究科英語圏文化専攻博士前期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 英語英文学研究 (Ⅰ)	講 義 演 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から24単位(講義20・特講4)以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 英語英文学研究 (Ⅱ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語英文学研究 (Ⅲ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語英文学研究 (Ⅳ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語英文学研究 (Ⅴ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅰ)	講 義 演 習	4 8	
英語圏文化研究 (Ⅱ)	講 義	4	
○ 英語圏文化研究 (Ⅲ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅳ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅴ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅵ)	講 義 演 習	4 8	
○ 英語圏文化研究 (Ⅶ)	講 義 演 習	4 8	
英語圏文化研究 (Ⅷ)	講 義	4	
英語圏文化特講	講 義	4	

(2)文学研究科英語圏文化専攻博士後期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 英語圏文化研究（Ⅰ）	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 合計16 単位以上修得すること。 (4) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 英語圏文化研究（Ⅱ）	研 究 指 導	12	
○ 英語圏文化研究（Ⅲ）	研 究 指 導	12	
○ 英語圏文化研究（Ⅳ）	研 究 指 導	12	
○ 英語圏文化研究（Ⅴ）	研 究 指 導	12	
英語圏文化研究特講	講 義	4	

別表1-Ⅳ

(1) 文学研究科日本文化専攻博士前期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 日本文学研究Ⅰ	講 義 演 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から24単位(講義20・特講4)以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 24単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 特講4 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 日本文学研究Ⅱ	講 義 演 習	4 8	
○ 日本語研究Ⅰ	講 義 演 習	4 8	
○ 日本語研究Ⅱ	講 義 演 習	4 8	
○ 日本文化研究Ⅰ	講 義 演 習	4 8	
○ 日本文化研究Ⅱ	講 義 演 習	4 8	
○ 日本文化研究Ⅲ	講 義 演 習	4 8	
○ 日本文化研究Ⅳ	講 義 演 習	4 8	
○ 日本文化研究Ⅴ	講 義 演 習	4 8	
○ 日本文化研究Ⅵ	講 義 演 習	4 8	
日本文化特講	講 義	4	

(2)文学研究科日本文化専攻博士後期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 日本文化研究(Ⅰ)	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1)特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2)研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3)合計16 単位以上修得すること。 (4)博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 日本文化研究(Ⅱ)	研 究 指 導	12	
○ 日本文化研究(Ⅲ)	研 究 指 導	12	
○ 日本文化研究(Ⅳ)	研 究 指 導	12	
○ 日本文化研究(Ⅴ)	研 究 指 導	12	
日本文化研究特講	講 義	4	

別表2－I

(1) 心身科学研究科心理学専攻博士前期課程

区分	授 業 科 目		単 位 数	備 考
心 理 学 特 修 科 目	実験心理学研究	演 習	8	(1) 心理学特修科目の中から1科目を選定し、専修科目とする。 (2) 修士論文は、専修科目によって作成すること。
	計量心理学研究	演 習	8	
	社会心理学研究	演 習	8	
	産業心理学研究	演 習	8	
	人格心理学研究	演 習	8	
	臨床心理学研究	演 習	8	
心 理 学 研 究 基 幹 科 目	実験心理学研究	講 義	2	(3) 修士修了要件は、専修科目演習8単位(実験を含む)を必修とし、心理学研究基幹科目または臨床心理学基幹科目の中から、いずれか4単位以上を含めて、36単位以上修得すること。
	計量心理学研究	講 義	2	
	社会心理学研究	講 義	2	
	産業心理学研究	講 義	2	
	人格心理学研究	講 義	2	
	臨床心理学研究	講 義	2	
臨 床 心 理 学 基 幹 科 目	臨床心理学特論Ⅰ	講 義	2	(4) 専修科目演習8単位の履修方法 1年次 演習4単位 2年次 演習(実験を含む)4単位
	臨床心理学特論Ⅱ	講 義	2	
	臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論と実践)	講 義	2	
	臨床心理面接特論Ⅱ	講 義	2	
	臨床心理査定演習Ⅰ (心理的アセスメントに関する理論と実践)	演 習	2	
	臨床心理査定演習Ⅱ	演 習	2	
	臨床心理基礎実習	実 習	2	
	臨床心理実習Ⅱ	実 習	2	
	臨床心理実習Ⅰ (心理実践実習Ⅱ)	実 習	2	
	心理実践実習Ⅲ a (医療領域学外実習)	実 習	1	
	心理実践実習Ⅲ b (福祉領域学外実習)	実 習	1	
	心理実践実習Ⅲ c (教育領域学外実習)	実 習	1	
	心理実践実習Ⅲ d (司法領域学外実習)	実 習	1	
	心理実践実習Ⅲ e (産業領域学外実習)	実 習	1	
	心理実践実習Ⅰ	実 習	2	

心 理 学 特 論	心理学研究法特論	講 義	2
	心理統計法特論	講 義	2
	臨床心理学研究法特論	講 義	2
	認知心理学特論	講 義	2
	人格心理学特論 (心の健康教育に関する理論と実践)	講 義	2
	コミュニケーション心理学特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講 義	2
	産業・組織心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講 義	2
	産業臨床心理学特論 (産業・労働分野に関する理論と支援の展開)	講 義	2
	犯罪心理学特論 (司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開)	講 義	2
	障害者(児)心理学特論 (福祉分野に関する理論と支援の展開)	講 義	2
	心身医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講 義	2
	精神生理学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講 義	2
	精神医学特論 (保健医療分野に関する理論と支援の展開)	講 義	2
	心理療法特論Ⅱ (臨床動作法)	講 義	2
	心理療法特論Ⅲ (認知行動療法)	講 義	2
	学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論と支援の展開)	講 義	2
	臨床心理地域援助特論 (家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践)	講 義	2
心 身 科 学 総 論 ・ 特 論	心身科学総論	講 義	2
援 研 科 目 支	文献講読	講 義	2
	心理学総合研究	講 義	2

(2)心身科学研究科心理学専攻博士後期課程

授 業 科 目			単位数	備 考
心理学特修科目	○ 実験心理学研究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1)心理学特修科目の中から1科目を選定し、専修科目とする。 (2)専修科目の研究指導を必修とする。 (3)博士論文は、専修科目によって作成すること (4)単位履修方法 ・心理学特修科目の研究指導を第1年次から第3年次で12単位以上修得すること(ただし各年次4単位)。 ・心理学研究特講4単位を修得すること。 ・合計16単位以上修得すること。
	○ 社会心理学研究	研 究 指 導	12	
	○ 産業心理学研究	研 究 指 導	12	
	○ 臨床心理学研究	研 究 指 導	12	
心理学研究特講	心理学研究特講	講 義	4	

別表2－Ⅱ

(1) 心身科学研究科健康科学専攻博士前期課程

科目区分	授 業 科 目		単 位 数	備 考
健康科学基礎	心身科学総論	講 義	2	○印は専攻科目で、健康科学研究科目の中から1科目を選定する。 〈修了要件〉 1. 心身科学総論 講義 2単位 必修 2. 健康科学研究科目 ・演習 1科目 8単位 必修 (1年次、2年次の2年間、修士論文作成を含む) 3. 健康科学基幹科目の中から、1科目4単位以上を修得すること。 以上の要件を含めて、合計34単位を修得すること。 ・修士論文は、専攻科目によって作成すること。
健康科学研究科目	○ 健康スポーツ医学研究Ⅰ	演 習	8	
	○ 健康スポーツ医学研究Ⅱ	演 習	8	
	○ 健康スポーツ医学研究Ⅲ	演 習	8	
	○ 健康教育評価学研究	演 習	8	
	○ 地域健康教育学研究	演 習	8	
	○ 精神健康科学研究	演 習	8	
	○ 生命健康科学研究	演 習	8	
	○ 言語聴覚科学研究	演 習	8	
	○ 栄養機能学研究	演 習	8	
	○ 実践栄養学研究	演 習	8	
健康科学基幹科目	健康スポーツ医学Ⅰ	講 義	4	
	健康スポーツ医学Ⅱ	講 義	4	
	健康スポーツ医学Ⅲ	講 義	4	
	健康教育評価学	講 義	4	
	地域健康教育学	講 義	4	
	精神健康科学	講 義	4	
	生命健康科学	講 義	4	
	言語聴覚病態学	講 義	4	
	栄養機能学	講 義	4	
	実践栄養学	講 義	4	
健康科学特論・演習・実習	生活習慣病論特論	講 義	2	
	健康スポーツ生理学特論	講 義	2	
	スポーツ心理学特論	講 義	2	
	環境健康衛生学特論	講 義	2	
	臨床医療科学特論	講 義	2	
	分子栄養学特論	講 義	2	
	疾病栄養学特論	講 義	2	
	言語聴覚病態学特論	講 義	2	
	障害者心理学特論	講 義	2	
	健康スポーツ生理学	演 習	2	
	地域健康ネットワーク学	演 習	2	
	生命健康科学	実 習	2	

	言語聴覚病態学	実 習	6
	栄養機能学特論	講 義	2
	食品機能学特論	講 義	2
	栄養教育学特論	講 義	2
	食育学特論	講 義	2
	公衆栄養学特論	講 義	2
	地域栄養学特論	講 義	2
	臨床栄養学特論	講 義	2
	ライフステージ栄養学特論	講 義	2
	健康栄養学演習	演 習	2
援 研 科 究 目 支	文献講読	講 義	4

(2)心身科学研究科健康科学専攻博士後期課程

授 業 科 目			単位数	備 考
健康科学 研究科目	○ 健康増進科学研究	研究指導	12	1. 博士前期課程または修士課程で30単位以上修得していること。 2. ○印は専攻科目で、健康科学研究科目の中から1科目を選定し、その研究指導12単位及び健康科学特論科目10単位を必修すること。 1) 博士論文は専攻科目によって作成すること。 2) 単位履修方法 ・専攻科目の研究指導を第1年次から第3年次で12単位修得すること。 ・第1年次で健康科学特論科目10単位を修得すること。 ・合計22単位修得すること。 3. 博士論文の審査に合格すること。
	○ 言語遺伝情報研究	研究指導	12	
健康科学 特論科目	先端健康科学特論	講 義	4	
	健康科学研究方法論	講 義	4	
	健康科学実験方法実習	実 習	2	

別表3

(1) 商学研究科商学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
流通論研究(Ⅰ) ○ (流通論)	講義 (春学期)	2	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、「春学期2単位」「秋学期2単位」、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から20単位以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
流通論研究(Ⅱ) ○ (流通政策)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
流通論研究(Ⅲ) (商業史)	講 義	2	
マーケティング論研究(Ⅰ) ○ (マーケティング論)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
マーケティング論研究(Ⅱ) ○ (製品・ブランド戦略論)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
国際ビジネス論研究(Ⅰ) ○ (貿易制度論)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
国際ビジネス論研究(Ⅱ) ○ (ビジネス戦略)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
金融論研究(Ⅰ) ○ (金融システム論)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
金融論研究(Ⅱ) ○ (証券論)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
金融論研究(Ⅲ) ○ (保険論)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
会計学研究(Ⅰ) ○ (財務会計論)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	
会計学研究(Ⅱ) ○ (会計制度論)	講義 (春学期)	2	
	講義 (秋学期)	2	
	演 習	8	

会計学研究(Ⅲ)	講義 (春学期)	2
○ (国際会計基準論)	講義 (秋学期)	2
	演 習	8
会計学研究(Ⅳ)	講義 (春学期)	2
○ (管理会計論)	講義 (秋学期)	2
	演 習	8
会計学研究(Ⅴ)	講義 (春学期)	2
(税務会計論)	講義 (秋学期)	2
租税法研究(Ⅰ)	講義 (春学期)	2
○ (租税法実務)	講義 (秋学期)	2
	演 習	8
租税法研究(Ⅱ)	講 義	2
(個人・企業税務)		
租税法研究(Ⅲ)	講 義	2
(取引関係税務)		
租税法研究(Ⅳ)	講義 (春学期)	2
(租税制度)	講義 (秋学期)	2
ビジネス情報論研究(Ⅰ)	講義 (春学期)	2
○ (情報システム論)	講義 (秋学期)	2
	演 習	8
ビジネス情報論研究(Ⅱ)	講義 (春学期)	2
○ (データサイエンス)	講義 (秋学期)	2
	演 習	8
ビジネス情報論研究(Ⅲ)	講義 (春学期)	2
○ (マルチメディア論)	講義 (秋学期)	2
	演 習	8
ビジネス情報論研究(Ⅳ)	講義 (春学期)	2
(インターネットビジネス)	講義 (秋学期)	2
ビジネス情報論研究(Ⅴ)	講義 (春学期)	2
(産業連関分析)	講義 (秋学期)	2
ビジネス情報論研究(Ⅵ)	講 義	2
(情報ネットワーク論)		
ビジネス情報論研究(Ⅶ)	講 義	2
(情報セキュリティ)		
ビジネス情報論研究(Ⅷ)	講 義	2
(システム開発論)		
特殊講義	講 義	2
文献講読研究	講義 (春学期)	2
	講義 (秋学期)	2

(2)商学研究科商学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 流通論研究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 専修科目の研究指導以外の科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ マーケティング論研究	研 究 指 導	12	
○ 貿易論研究	研 究 指 導	12	
○ 国際ビジネス論研究	研 究 指 導	12	
○ 金融論研究	研 究 指 導	12	
○ 証券論研究	研 究 指 導	12	
○ 保険論研究	研 究 指 導	12	
○ 財務会計論研究	研 究 指 導	12	
○ 管理会計論研究	研 究 指 導	12	
○ ビジネス情報論研究	研 究 指 導	12	
商学研究特講	講 義	4	

別表4

(1) 経営学研究科経営学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 経営原理研究	講 義	4	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その16単位(講義4、文献4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から16単位以上選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 経営管理研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 経営戦略研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 経営組織研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 人的資源管理研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 国際経営研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 中小企業経営研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ マーケティング研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 生産管理研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 経営情報システム研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 経営システム工学研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	
○ 経営統計研究	講 義	4	
	文 献	4	
	演 習	8	

○ 財務会計研究	講義 文獻 演習	4 4 8
○ 会計・監査研究	講義 文獻 演習	4 4 8
○ 金融管理研究	講義 文獻 演習	4 4 8
○ 原価計算・管理会計研究	講義 文獻 演習	4 4 8
○ 財務管理研究	講義 文獻 演習	4 4 8
○ 税務会計研究	講義 文獻 演習	4 4 8
経営管理特別研究	講義	2
研究支援科目	講義	2
特殊講義	講義	4

(2)経営学研究科経営学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 経営原理研究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 研究指導以外の科目(講義または文献)から4単位以上選択履修すること。 (3) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 経営管理研究	研 究 指 導	12	
○ 経営戦略研究	研 究 指 導	12	
○ 経営組織研究	研 究 指 導	12	
○ 人的資源管理研究	研 究 指 導	12	
○ 国際経営研究	研 究 指 導	12	
○ 中小企業経営研究	研 究 指 導	12	

○ マーケティング研究	研 究 指 導	12
○ 生産管理研究	研 究 指 導	12
○ 経営情報システム研究	研 究 指 導	12
○ 経営システム工学研究	研 究 指 導	12
○ 経営統計研究	研 究 指 導	12
○ 会計学原理研究	研 究 指 導	12
○ 会計・監査研究	研 究 指 導	12
○ 金融管理研究	研 究 指 導	12
○ 原価計算・管理会計研究	研 究 指 導	12
○ 財務管理研究	研 究 指 導	12
○ 税務会計研究	研 究 指 導	12
経営学特論	講 義	4
文献講読	文 献	2

別表5

経済学研究科経済学専攻修士課程

区分	授 業 科 目		単 位 数	備 考
専攻科目	○ ミクロ経済学Ⅰ	講義(春学期)	2	○印は特修科目 1. 特修科目から専修科目1科目を選 定し、その12単位(講義4単位、研究 演習8単位)を必修すること。 2. 専修科目以外の特修科目及び講 義科目から20単位以上を修得するこ と。 3. 修士論文又は課題探求報告書は、 研究演習科目によって作成し、その 審査に合格すること。
	○ ミクロ経済学Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ マクロ経済学Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ マクロ経済学Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 経済思想史Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 経済思想史Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 日本経済史Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 日本経済史Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 西洋経済史Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 西洋経済史Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 経済政策論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 経済政策論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 社会政策論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 社会政策論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 現代財政論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 現代財政論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 金融論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 金融論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ グローバル金融論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ グローバル金融論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 国際経済論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 国際経済論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	アジア経済発展論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	アジア経済発展論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 現代日本経済論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 現代日本経済論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 労働経済学Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 労働経済学Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 環境経済学Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 環境経済学Ⅱ	講義(秋学期)	2	
	○ 農業政策論Ⅰ	講義(春学期)	2	
	○ 農業政策論Ⅱ	講義(秋学期)	2	
○ 地域経済産業論Ⅰ	講義(春学期)	2		
○ 地域経済産業論Ⅱ	講義(秋学期)	2		
○ 計量経済分析Ⅰ	講義(春学期)	2		

	○ 計量経済分析Ⅱ	講義(秋学期)	2
	○ 経済情報管理論Ⅰ	講義(春学期)	2
	○ 経済情報管理論Ⅱ	講義(秋学期)	2
	○ 租税制度論Ⅰ	講義(春学期)	2
	○ 租税制度論Ⅱ	講義(秋学期)	2
	所得税法Ⅰ	講義(春学期)	2
	所得税法Ⅱ	講義(秋学期)	2
	消費税法Ⅰ	講義(春学期)	2
	消費税法Ⅱ	講義(秋学期)	2
	法人税法Ⅰ	講義(春学期)	2
	法人税法Ⅱ	講義(秋学期)	2
	財務会計論Ⅰ	講義(春学期)	2
	財務会計論Ⅱ	講義(秋学期)	2
	税務会計論Ⅰ	講義(春学期)	2
	税務会計論Ⅱ	講義(秋学期)	2
	簿記論Ⅰ	講義(春学期)	2
	簿記論Ⅱ	講義(秋学期)	2
	経済学特論Ⅰ(経済数学・統計学)	講義(春学期)	2
	経済学特論Ⅱ(経済原論)	講義(春学期)	2
	経済学特論Ⅲ(財政学・財政事情)	講義(春学期)	2
	経済学特論Ⅳ(地域社会と地域行政)	講義(春学期)	2
習 研 科 究 目 演	研究演習	演 習	8

別表6

(1) 法学研究科法律学専攻博士前期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 民法研究	講 義 演 習	4 8	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その12単位(講義4、演習8)を必修すること。 (2) 専修科目以外の科目から20単位(講義20)以上を選択履修すること。 (3) 修士論文は専修科目によって作成すること。 (4) 単位履修方法 第1年次 20単位 専修科目 講義4 演習4 専修科目以外の科目 講義12 第2年次 12単位 専修科目 演習4 専修科目以外の科目 講義8
○ 商法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 社会法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 国際私法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 民事訴訟法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 法哲学研究	講 義 演 習	4 8	
○ 法制史研究	講 義 演 習	4 8	
○ 憲法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 行政法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 国際法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 政治学研究	講 義 演 習	4 8	
○ 租税法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 宗教法研究	講 義 演 習	4 8	
○ 刑事法研究	講 義 演 習	4 8	
法社会学研究	講 義	4	
比較法研究	講 義	4	
特殊講義	講 義	4	

(2) 法学研究科法律学専攻博士後期課程

授 業 科 目		単位数	備 考
○ 民法研究	研 究 指 導	12	○印は特修科目 (1) 特修科目の中から専修科目1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) 法学研究特講4単位を必修すること。 (3) 博士論文は専修科目によって作成すること。
○ 商法研究	研 究 指 導	12	
○ 社会法研究	研 究 指 導	12	
○ 国際私法研究	研 究 指 導	12	
○ 民事訴訟法研究	研 究 指 導	12	
○ 法哲学研究	研 究 指 導	12	
○ 法制史研究	研 究 指 導	12	
○ 憲法研究	研 究 指 導	12	
○ 行政法研究	研 究 指 導	12	
○ 国際法研究	研 究 指 導	12	
○ 政治学研究	研 究 指 導	12	
○ 租税法研究	研 究 指 導	12	
○ 宗教法研究	研 究 指 導	12	
○ 刑事法研究	研 究 指 導	12	
法学研究特講	講 義	4	

別表7

(1) 総合政策研究科総合政策専攻博士前期課程

区分	授業科目		単位数	備 考
研究基礎科目	総合政策概論	講 義	2	・総合政策概論 講義 2単位(必修) ・研究計画法 講義 2単位(必修) ・研究基礎科目 講義 1科目 2単位(選択必修)
	人間科学基礎論	講 義	2	
	社会システム基礎論	講 義	2	
研究科目	現代政治論a	講 義	2	・研究科目 講義 7科目 14単位以上 ・研究発展科目 演習 1科目 8単位 (1年次、2年次の2年間、修士論文作成を含む) ※ この研究発展科目1科目が専攻科目となる。 〈修了要件〉 1. 通常のコースは研究発展科目での修士論文作成をふくめて34単位以上履修すること。 2. 社会人として入学し、課題研究コースを選択した場合、課題研究をふくめて34単位以上履修すること。 (1)課題研究…4単位(ただし、研究発展科目を当該年度1年間は履修し課題研究を提出して4単位)とする。 (2)1. の場合に比べて研究発展科目が4単位不足するので研究科目の9科目18単位以上履修を必要とする。 ※ 支援科目(選択)の修了単位への参入 前期に開設される研究支援科目、キャリア支援科目の選択科目は6単位までを修了要件として算入可能とする。
	現代政治論b	講 義	2	
	現代行政論a	講 義	2	
	現代行政論b	講 義	2	
	経済政策論a	講 義	2	
	経済政策論b	講 義	2	
	環境計画論a	講 義	2	
	環境計画論b	講 義	2	
	国際開発論a	講 義	2	
	国際開発論b	講 義	2	
	国際関係論a	講 義	2	
	国際関係論b	講 義	2	
	生涯学習論a	講 義	2	
	生涯学習論b	講 義	2	
	超域文化論a	講 義	2	
	超域文化論b	講 義	2	
	人間文化論a	講 義	2	
	人間文化論b	講 義	2	
	福祉社会論a	講 義	2	
	福祉社会論b	講 義	2	
	応用統計論a	講 義	2	
	応用統計論b	講 義	2	
	情報通信論a	講 義	2	
	情報通信論b	講 義	2	
	社会情報論a	講 義	2	
	社会情報論b	講 義	2	
	対人関係論a	講 義	2	
	対人関係論b	講 義	2	
	対人・集団行動論a	講 義	2	
	対人・集団行動論b	講 義	2	
	総合政策特講	講 義	2	

研究発展科目 (専攻科目)	政治・行政研究	演 習	8
	経済・環境研究	演 習	8
	国際・地域研究	演 習	8
	社会・文化研究	演 習	8
	情報・メディア研究	演 習	8
	人間科学研究	演 習	8
研究支援科目	研究計画法	講 義	2
	社会調査法	講 義	2
	データ分析	講 義	2
	アカデミックリーディング&ライティング	講 義	2
	空間分析	講 義	2
	オペレーションズリサーチ	講 義	2
キャリア支援科目	上級コミュニケーション英語1	講 義	2
	上級コミュニケーション英語2	講 義	2
	教育学特講1	講 義	2
	教育学特講2	講 義	2

別表7

(2) 総合政策研究科総合政策専攻博士後期課程

区分	授業科目		単位数	備考
個別研究指導科目	総合政策研究	研究指導	12	(1) 個別研究指導科目の中から1科目を選定し、その研究指導12単位を必修すること。 (2) (1)に加え、講義科目から4単位以上選択履修すること。 (3) 博士論文は、(1)によって作成すること。
講義科目	人間科学特論a	講 義	2	
	人間科学特論b	講 義	2	
	社会システム特論a	講 義	2	
	社会システム特論b	講 義	2	

別表8

歯学研究科博士課程

授 業 科 目	単 位 数			備 考
	主科目	副科目	選択科目	
口腔解剖学 (主科目)	* 24			2講座
口腔解剖形態学 講義・演習	8			*但し、主科目は2科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
口腔解剖形態学 実習	16			
口腔組織・発生学 講義・演習	8			
口腔組織・発生学 実習	16			
(副科目)				
口腔生理学 講義		4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔生化学 講義		4		
口腔病理学 講義		4		
歯科薬理学 講義		4		
その他許可を得た科目 (選択科目)				
歯科補綴学 講義			* * 2	
口腔外科学 講義			* * 2	
歯科矯正学 講義			2	
歯科放射線学 講義			2	
その他許可を得た科目				
口腔生理学 (主科目)	24			1講座
生理学 講義・演習	4			**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
生理学 実習	8			
口腔生理学 講義・演習	4			
口腔生理学 実習	8			
(副科目)				
口腔解剖学 講義		4		
口腔生化学 講義		4		
口腔病理学 講義		4		
歯科薬理学 講義		4		
その他許可を得た科目 (選択科目)				
歯科理工学 講義			2	
口腔衛生学 講義			2	

歯科保存学	講義			**	2	
口腔外科学	講義			**	2	
その他許可を得た科目						
口腔生化学		24				1講座
(主科目)						
生化学	講義・演習	4				
生化学	実習	8				
口腔生化学	講義・演習	4				
口腔生化学	実習	8				
(副科目)						
口腔解剖学	講義		4			
口腔生理学	講義		4			
口腔微生物学	講義		4			
歯科薬理学	講義		4			
その他許可を得た科目						
(選択科目)						
口腔病理学	講義			2		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔衛生学	講義			2		
口腔外科学	講義			**	2	
歯科病態内科学	講義				2	
その他許可を得た科目						
口腔微生物学		24				1講座
(主科目)						
微生物学	講義・演習	4				
微生物学	実習	8				
口腔微生物学	講義・演習	4				
口腔微生物学	実習	8				
(副科目)						
口腔生化学	講義		4			
口腔病理学	講義		4			
歯科薬理学	講義		4			
口腔衛生学	講義		4			
その他許可を得た科目						
(選択科目)						
口腔解剖学	講義			**	2	**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科保存学	講義			**	2	
口腔外科学	講義			**	2	

歯科病態内科学	講義			2	
その他許可を得た科目					
口腔病理学		24			1講座
(主科目)					
病理学	講義・演習	4			
病理学	実習	8			
口腔病理学	講義・演習	4			
口腔病理学	実習	8			
(副科目)					
口腔解剖学	講義		* * 4		
口腔生理学	講義			4	
口腔生化学	講義			4	
口腔微生物学	講義			4	
その他許可を得た科目					
(選択科目)					
口腔衛生学	講義			2	**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科保存学	講義		* * 2	2	
歯科放射線学	講義			2	
歯科病態関連外科学	講義			2	
その他許可を得た科目					
歯科薬理学		24			1講座
(主科目)					
薬理学	講義・演習	4			
薬理学	実習	8			
歯科薬理学	講義・演習	4			
歯科薬理学	実習	8			
(副科目)					
口腔解剖学	講義		* * 4		
口腔生理学	講義			4	
口腔生化学	講義			4	
口腔病理学	講義			4	
その他許可を得た科目					
(選択科目)					
口腔微生物学	講義			2	**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔衛生学	講義			2	
歯科保存学	講義		* * 2	2	
口腔外科学	講義		* * 2	2	

その他許可を得た科目					
歯科理工学		24			1講座
(主科目)					
歯科理工学	講義・演習	8			
歯科理工学	実習	16			
(副科目)					
口腔生理学	講義		4		
歯科保存学	講義		* * 4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科補綴学	講義		* * 4		
歯科矯正学	講義		4		
その他許可を得た科目					
(選択科目)					
口腔生化学	講義			2	
歯科薬理学	講義			2	
口腔衛生学	講義			2	
歯科放射線学	講義			2	
その他許可を得た科目					
口腔衛生学		24			1講座
(主科目)					
口腔衛生学	講義・演習	8			
口腔衛生学	実習	16			
(副科目)					
口腔生理学	講義		4		
口腔生化学	講義		4		
口腔微生物学	講義		4		
口腔病理学	講義		4		
その他許可を得た科目					
(選択科目)					
歯科薬理学	講義			2	**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科保存学	講義		* * 2		
歯科補綴学	講義		* * 2		
小児歯科学	講義			2	
その他許可を得た科目					

歯科保存学		*	24		3講座
(主科目)					
保存修復学	講義・演習		8		*但し、主科目は3科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
保存修復学	実習		16		
歯内治療学	講義・演習		8		
歯内治療学	実習		16		
歯周病学	講義・演習		8		
歯周病学	実習		16		
(副科目)					
口腔病理学	講義			4	**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科薬理学	講義			4	
歯科理工学	講義			4	
歯科補綴学	講義			* * 4	
その他許可を得た科目					
(選択科目)					
口腔生理学	講義				2
口腔生化学	講義				2
歯科放射線学	講義				2
口腔微生物学	講義				2
その他許可を得た科目					
歯科補綴学		*	24		3講座
(主科目)					
有床義歯学	講義・演習		8		*但し、主科目は3科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
有床義歯学	実習		16		
高齢者・在宅歯科医療学	講義・演習		8		
高齢者・在宅歯科医療学	実習		16		
冠・橋義歯学	講義・演習		8		
冠・橋義歯学	実習		16		
(副科目)					
口腔生理学	実習			4	**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科理工学	講義			4	
歯科保存学	講義			* * 4	
歯科放射線学	講義			4	
その他許可を得た科目					
(選択科目)					
口腔解剖学	講義			* * 2	
口腔生化学	講義				2
口腔病理学	講義				2

口腔外科学	講義			* * 2	
その他許可を得た科目					
口腔外科学		* 24			2講座
(主科目)					
機能形態構築口腔外科学	講義・演習	8			* 但し、主科目は2科目のうち1科目(24単位)のみ修得する。
機能形態構築口腔外科学	実習	16			
病因病態制御口腔外科学	講義・演習	8			
病因病態制御口腔外科学	実習	16			
(副科目)					
麻酔学	講義		4		* * 但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔解剖学	講義		* * 4		
口腔微生物学	講義		4		
口腔病理学	講義		4		
歯科放射線学	講義		4		
その他許可を得た科目					
(選択科目)					
口腔生化学	講義			2	
歯科矯正学	講義			2	
歯科病態関連外科学	講義			2	
歯科病態内科学	講義			2	
その他許可を得た科目					
歯科矯正学		24			1講座
(主科目)					
歯科矯正学	講義・演習	8			* * 但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科矯正学	実習	16			
(副科目)					
口腔解剖学	講義		* * 4		
口腔生理学	講義		4		
歯科理工学	講義		4		
小児歯科学	講義		4		
その他許可を得た科目					
(選択科目)					
口腔生化学	講義			2	
口腔病理学	講義			2	
口腔衛生学	講義			2	
歯科放射線学	講義			2	
その他許可を得た科目					

歯科放射線学 (主科目)		24			1講座
歯科放射線学	講義・演習	8			
歯科放射線学 (副科目)	実習	16			
口腔解剖学	講義		* * 4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔病理学	講義			4	
歯科保存学	講義		* * 4		
口腔外科学	講義		* * 4		
その他許可を得た科目 (選択科目)					
歯科理工学	講義			2	
歯科補綴学	講義			* * 2	
歯科矯正学	講義			2	
歯科病態内科学	講義			2	
その他許可を得た科目					
小児歯科学 (主科目)		24			1講座
小児歯科学	講義・演習	8			
小児歯科学 (副科目)	実習	16			
口腔解剖学	講義		* * 4		**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔生理学	講義			4	
口腔衛生学	講義			4	
歯科矯正学	講義			4	
その他許可を得た科目 (選択科目)					
口腔生化学	講義			2	
歯科保存学	講義			* * 2	
歯科補綴学	講義			* * 2	
口腔外科学	講義			* * 2	
その他許可を得た科目					

歯科麻酔学		24		1講座
(主科目)				
歯科麻酔学	講義・演習	8		
歯科麻酔学	実習	16		
(副科目)				
歯科薬理学	講義		4	**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
口腔生理学	講義		4	
口腔外科学	講義	**	4	
小児歯科学	講義		4	
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔解剖学	講義		**	2
口腔生化学	講義			2
歯科放射線学	講義			2
歯科病態内科学	講義			2
その他許可を得た科目				
歯科病態内科学		24		1講座
(主科目)				
歯科病態内科学	講義・演習	8		
歯科病態内科学	実習	16		
(副科目)				
口腔生化学	講義		4	**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。
歯科薬理学	講義		4	
歯科保存学	講義	**	4	
口腔衛生学	講義		4	
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
口腔生理学	講義			2
口腔微生物学	講義			2
歯科放射線学	講義			2
口腔外科学	講義		**	2
その他許可を得た科目				

歯科病態関連外科学		24		1講座
(主科目)				
歯科病態関連外科学	講義・演習	8		
歯科病態関連外科学	実習	16		
(副科目)				
口腔解剖学	講義		* * 4	
歯科保存学	講義		* * 4	
口腔外科学	講義		* * 4	
その他許可を得た科目				
(選択科目)				
歯科放射線学				2
口腔生理学				2
口腔生化学				2
歯科病態内科学				2
その他許可を得た科目				

**但し、各主科目の内1科目のみ修得する。

別表9

薬学研究科医療薬学専攻博士課程

区 分		授 業 科 目		単 位 数	備 考
専 門 科 目	医 療 分 子 薬 学 分 野	医療分子薬学特論Ⅰ	講 義	2	修了要件 専門科目 8専門科目から5科目以上を選択して、10単位以上を修得 特別研究 専門科目の特別研究12単位を修得 特別演習 専門科目の属する分野の特別演習8単位を修得 以上、計30単位以上を修得し、かつ最終試験及び博士論文の審査に合格すること
		医療分子薬学特論Ⅱ	講 義	2	
		医療分子薬学特論Ⅲ	講 義	2	
		医療分子薬学特論Ⅳ	講 義	2	
	医 療 機 能 薬 学 分 野	医療機能薬学特論Ⅰ	講 義	2	
		医療機能薬学特論Ⅱ	講 義	2	
		医療機能薬学特論Ⅲ	講 義	2	
		医療機能薬学特論Ⅳ	講 義	2	
研 究 特 別		薬学特別研究	研 究 指 導	12	
特 別 演 習	医療分子薬学特別演習	演 習	8		
	医療機能薬学特別演習	演 習	8		

別表10

研究科名	専攻名	教員免許状の種類	免許教科
文学研究科	歴史学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 地理歴史
	英語圏文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語
	日本文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語
心身科学研究科	健康科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 養護教諭専修免許状 栄養教諭専修免許状	保健体育・保健 保健体育・保健
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
経済学研究科	経済学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民
総合政策研究科	総合政策専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	社会 公民